

令和2年度尾花沢そばプロモーション特別テレビ番組制作業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

尾花沢そばプロモーション特別テレビ番組制作に向けて、テレビ番組の企画構成、取材、ロケーション、映像編集など多様かつ高度な専門知識と技術が必要であることからテレビ番組制作に関する知識、技術、経験を有するテレビジョン放送事業者に業務を委託するものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

令和2年度尾花沢そばプロモーション特別テレビ番組制作業務委託

(2) 契約期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

(3) 業務内容

「令和2年度尾花沢そばプロモーション特別テレビ番組制作業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託料

本業務に関する委託料は、2,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。消費税率は10%を適用。）とする。

3 担当課

尾花沢市農林課水田営農対策係

〒999-4292 山形県尾花沢市若葉町一丁目2番3号

電話：0237-22-1115、FAX：0237-22-1237

電子メール suiden@city.obanazawa.yamagata.jp

4 参加資格要件

本業務の企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと。
- (2) 尾花沢市建設工事等請負業者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) テレビジョン放送事業を実施する特定地上基幹放送事業者であること。
- (4) 山形県内に本社・本店又は支社（支店）・営業所を有すること。
- (5) 尾花沢市暴力団排除措置実施要項（平成24年11月制定）に定める排除措置対象者でないこと。

5 実施スケジュール

委託者の選定は、下記のスケジュールで行うものとする。

- (1) 公募受付開始 令和2年6月 3日（水）
- (2) 質問書提出期限 令和2年6月 9日（火）
- (3) 質問回答期限 令和2年6月10日（水）
- (4) 企画提案参加願等提出期限 令和2年6月11日（木）

- | | |
|-----------------|--------------|
| (5) 辞退届提出期限 | 令和2年6月22日(月) |
| (6) 企画提案書等提出期限 | 令和2年6月22日(月) |
| (7) 審査(内容ヒアリング) | 令和2年6月29日(月) |
| (8) 審査結果通知 | 令和2年7月1日(水) |

6 質問書の提出及び回答

要領及び仕様書の内容について不明な点がある場合の質問書の提出及び質問に対する回答は、次のとおりとする。

- (1) 提出書類 質問書(様式3)
- (2) 提出期限 令和2年6月9日(火)午後5時
- (3) 提出場所 「3. 担当課」のとおり
- (4) 提出方法 電子メールによる
- (5) 回答方法 質問に対する回答は、令和2年6月10日(水)午後5時までに、質問事項及び回答内容について、質問者及び企画提案参加願等提出者に対して電子メールにより行う。また、質問事項及び回答内容は、尾花沢市公式ホームページで公開する。回答内容は、本要領及び仕様書の追加及び修正とみなす。

7 企画提案参加願等の提出

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより企画提案参加願等を提出するものとする。

- (1) 提出書類 ①企画提案参加願(様式1)
②事業者概要(様式1-1)
③誓約書(様式2)
④業務実績書(様式5)
- (2) 提出期限 令和2年6月11日(木)午後5時
- (3) 提出場所 「3 担当課」のとおり
- (4) 提出部数 各1部
- (5) 提出方法 持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。提出期限まで必着のこと)

8 企画提案書等の提出

企画提案書等は、次に定めるところにより提出すること。なお、提出書類のうち企画提案内容(任意様式)については、審査の公平を期すため、会社名等の表示や提出者が特定される表現はしないこと。

- (1) 提出書類 ①企画提案書(様式4) ※企画提案内容(任意様式)を付帯すること
②経費見積書(様式6)
- (2) 提出期限 令和2年6月22日(月)午後5時
- (3) 提出場所 「3 担当課」のとおり
- (4) 提出部数 企画提案書(様式4)は1部、企画提案書に付帯する企画提案内容(任意様式)は10部、経費見積書(様式6)は1部提出すること。

(5) 提出方法 持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。提出期限まで必着のこと)

9 企画提案書等の記入要領

企画提案書等は、次に定めるところにより作成すること。

(1) 企画提案書

企画提案書(様式4)に付帯する企画提案内容(任意様式)については、A4版とする。表紙、目次、本編(提案内容)により構成し、本編のページ数は20ページ以内、文字は10ポイント以上とし、写真や絵コンテ等を駆使し見やすくすること。ただし、審査の公平を期すため、会社名等の表示や提出者が特定される表現はしないこと。

(2) 企画提案内容(任意様式)には、次の項目について簡潔に記載すること。

① 業務実施方針

本協議会におけるそば生産振興の現状と本業務目的、仕様書等を十分に理解した実施方針であること。

② 番組の概要・構成

仕様書第13条1について具体的に提案すること。

③ 制作スケジュール

放送日を見据えた現実的かつ具体的なスケジュールで、取材・ロケーション・打合せなどが効率的に組み込まれていること。

④ 実施体制

企画構成からテレビジョン放送実施まで役割ごとの人員配置を明確にすること。業務の進捗を包括的に管理するため業務管理者等を配置すること。

(3) 経費見積書

経費見積については、失格事項の確認及び審査の基準とする。

10 審査方法

(1) 審査(プレゼンテーションの実施)

審査基準に基づき、企画提案書及びヒアリング等の内容を審査し、候補者を特定する。

① 審査日(プレゼンテーション実施日)

令和2年6月29日(月)

② 時間及び場所

企画提案書を提出した者に後日通知する。

③ 説明時間

企画提案書等の説明20分、質疑応答10分を予定

④ その他

企画提案書等の説明においては、既に提出済みの企画提案書の内容に沿って説明することとし、追加資料の提出は認めない。

説明に要するプロジェクター及びスクリーンは本協議会で準備するが、その他説明者が使用する機器等があれば提案者が準備すること。

プレゼンテーションへの提案者の出席は、3名以内とする。

(2) 審査方法

本プロポーザル方式による業者の選定に当たっては、提案者から提案された企画提案書をもとに、尾花沢市そば生産振興協議会が設置する尾花沢そばプロモーション特別テレビ番組制作業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が提案者の提案内容、実績、能力、適性等に関する説明、及び質疑応答を通して総合的に評価し、最優秀提案者を選定するものである。審査の結果、審査委員の平均点数が、評価項目（最高得点は200点とする。）の7割に満たない提案は採用しない。提案者の平均点数が同点の場合は、審査委員で協議のうえ順位を決定する。また、審査委員会は非公開とする。

① 審査体制

選定に係る審査は、当協議会で選任した審査委員により組織された審査委員会が行う。

② 審査基準

NO	区分	評価項目	配点	構成割合
1	企画提案書に基づく 企画提案 (100点)	① 業務実施方針 ② 番組の概要・構成 ③ 制作スケジュール ④ 実施体制	15 65 10 10	50%
2	提案者のプレゼンテーション及びヒアリング (50点)	① 企画提案者の説明力 ② 信頼性 ③ 実現性 ④ 取組姿勢	10 15 15 10	25%
3	会社実績 (30点)	① 同種・類似業務の実績 ② 過去3年間の視聴率の推移 ③ 従業員数	5 20 5	15%
4	参考見積額 (20点)	見積額	20	10%

(3) 審査結果通知

審査結果については、令和2年7月1日（水）に、全ての提案者に対して企画提案審査結果通知書（様式7）により通知するとともに、市ホームページで公表する。

(4) 審査結果に関する説明

当該結果について説明を求める場合は、次によるものとする。

① 提出書類

A4版とし、様式は任意とする。

② 提出期限

審査結果通知日から起算して5日後（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午後5時まで。

③ 提出場所

「3. 担当課」のとおり

④ 提出部数

1部

⑤ 提出方法

電子メールにて

⑥ 審査結果の説明に対する回答

回答は、説明を求めることができる最終日から起算して5日(土曜日、日曜日及び祝日を除く)以内に電子メールにより行う。

(5) その他

本審査に対する異議の申し立ては受け付けない。

1.1 契約の締結

本プロポーザルにより最優秀提案事業者に選定された者は、本協議会との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、最優秀提案事業者が「4. 参加資格要件」を満たさない場合、又は「1.3. 失格事項」に該当した場合は、契約を締結しないことがある。

また、最優秀提案事業者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

なお、契約手続き及び契約書は、「尾花沢市契約に関する規則」の定めるところによるものとする。

1.2 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「企画提案書等の提出」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 経費見積書(様式6)の金額が、本実施要領2 業務概要(4) 委託料の金額を超えている場合
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合

1.3 その他

- (1) 参加にかかる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提案者に断りなく本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出期間終了後の書類変更は、認めない。
- (5) 企画提案参加願提出後に辞退する場合は、辞退届(様式8)を提出するものとする。
- (6) 提案者が1者のみであっても、参加資格を有するものであれば本プロポーザルを実施する。